

国際予備審査機関 E P	欧州特許庁 (E P O) <sup>1</sup>	附属書 E E P
予備審査手数料 (PCT規則58) <sup>2, 3</sup>	ユーロ (EUR)	1,830
追加の予備審査手数料 (PCT規則68.3) <sup>4</sup>	上と同じ額	
取扱手数料 (PCT規則57.1) <sup>3, 5</sup>	EUR	185
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す PCT規則58.3に規定する場合：100%払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100%払戻し	
異議申立手数料 (PCT規則68.3(e))	EUR	910
遅延提出手数料 (PCT規則13の3.2)	EUR	240
この官庁は電子形式による国際予備審査請求 (PCT第二章) を認めるか? <sup>6</sup>	認める。この官庁はEPOオンライン出願、EPOウェブフォーム出願サービス、EPOケースマネジメントシステム (CMS) <sup>7</sup> 、ePCT出願又はEPOオンライン出願2.0による電子手続を認める。オフライン提出にはEPOオンライン出願を使用する場合にCD-R、DVD-R又はDVD+Rが認められる。	
国際予備審査のために受理する言語	英語、フランス語、ドイツ語	
審査をしないこととしている対象	PCT規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、欧州特許条約の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- 1 EPOは、EPO、オーストリア特許庁、フィンランド特許登録庁 (PRH)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン知的所有権庁 (PRV)、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) 若しくはヴィシエグラード特許機構が国際調査を行う (又は行った) 場合に限り、国際予備審査機関として行動することができる。
- 2 この手数料は、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、世界銀行によって低所得経済国又は中低所得経済国に分類される国の国民又は居住者であれば75%減額される。この減額が適用される国のリストは次を参照：<https://www.epo.org/applying/fees/international-fees/information.html>。この手数料は更に、出願人、又は出願人が複数であれば各出願人が自然人であり、特許協力条約規則18で意味する、欧州特許庁との有効化協定が発効している国の国民又は居住者についても75%減額される。詳細については2019年12月12日付EPO管理理事会決定 (EPO公報2020, A4) 参照：<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a4.html>
- 3 未払の手数料額の50%に相当する後払手数料は、国際予備審査機関に支払う。OJ EPO 5/1998, 282頁を参照。
- 4 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。脚注2も適用する。
- 5 この手数料は、国際予備審査機関に支払う。この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。
- 6 関連するこの官庁の通告については、2021年3月18日付公示 (PCT公報) 51頁以降参照。
- 7 2022年1月1日以降、この官庁はEPOケースマネジメントシステム (CMS) を使用して電子形式で行われた国際予備審査請求 (PCT第二章) の受理を中止する。関連する受理官庁の通告については、2021年6月3日付公示 (PCT公報) 108頁参照。

E P

欧州特許庁  
(E P O)<sup>8</sup> (続き)

E P

委任状の提出要件の放棄<sup>9</sup>

国際予備審査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？

している<sup>10</sup>

別個の委任状が要求される特別の状況

代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。また、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。

国際予備審査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？

している<sup>10</sup>

包括委任状の写しが要求される特別の状況

代理人として登録されていないが、代理人と称する者によって手続行為がされた時。ただし、その代理人と称する者が代理人として登録されている者と同じ事務所に所属する場合、又はその代理人と称する者及び代理人として登録されている者がいずれも出願人（出願人が複数名いるときには、共通の代表者）の被用者である場合を除く。また、代理人若しくは共通の代表者が行為をする資格について疑義がある時にも要求される。

8 脚注1を参照。

9 OJ EPO 5/2010, 335頁を参照。

10 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。